「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 審議まとめ(令和4年8月29日) 概要

第1章 通信制高等学校を取り巻く現状・課題

通信制高等学校が担う役割の変化

- ▶ 通信制高等学校は、当初は勤労青年を主たる対象としていたが、近年は、不登校経験など多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が入学するとともに15歳から18歳の生徒が増えるなど若年化しており、自立して自学自習を行う生徒を対象としてきた制度の前提が変化
- ▶ 近年の義務教育段階の不登校児童生徒数の増大、修業年限の3年以上への弾力化、株式会社立学校の設置容認、高等学校通信教育規程の大綱化等の影響もあって、通信制高等学校の学校数・生徒数が平成10年以降急増
- ▶ 大規模な私立の広域通信制高等学校が通信教育連携協力施設(以下「サテライト施設」)を用いて全国的に教育活動を展開

通信制高等学校の監督に係る状況

- ▶ 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が明らかに
- ▶ 国においては、所轄庁と共同での点検調査の実施や関係法令・ガイドライン等の改正等により通信制高等学校の質の確保・向上を図っているが、 依然として、一部の学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が行われている事例が見受けられる
- ▶ 所轄庁の状況を見ると、通信制課程の設置認可・指導監督に携わる職員が減少し、過半数の所轄庁で教職経験・教育行政経験のある職員が配置されていない
- ▶ また、広域通信制高等学校のサテライト施設については、所轄庁の圏域を越えて教育活動を展開しているため、所轄庁が監督することが物理的に 困難であるといった課題が生じているほか、他の所轄庁が認可するサテライト施設の所在や教育内容について、多くの都道府県において把握できていない状況

第2章 基本的な考え方

指導方法・指導体制について

- ▶ 通信制高等学校においても、中央教育審議会答申(令和3年1月)において示された、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な 学びと、協働的な学びの実現」をしながら、学習指導要領を着実に実施していくことが必要
- ▶ 学校には、学習機会や学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、身体的・精神的な健康を保障するという福祉的な役割も求められており、特に通信制高等学校においては、全日制、定時制課程以上に、生徒一人一人の実態に応じて、伴走して支援を行う体制を構築していくことが必要

質保証の方策・所轄庁の在り方について

- ▶ 令和3年3月の制度改正事項(通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設の学則への位置付け、生徒数・教職員数、教育課程、情報公表等)をはじめ関係法令の遵守の徹底、サテライト施設の情報の整理・可視化や第三者評価の活用促進など、開かれた学校づくりを推進していくことが必要
- ▶ 高等学校の卒業は、大学入学資格となるなど社会的通用性を有するものであることを踏まえ、通信制高等学校において更なる教育の質の確保・向上を図り、「令和の日本型学校教育」を実現していくことが重要であり、国が中心となり、所轄庁の指導力の向上を図ること(適切な指導監督を行うことができる仕組みの構築・環境整備など)や、都道府県間の連携協力体制を構築していくことが必要

第3章 取るべき対応策

①指導方法の在り方

高等学校教育として相応しい質を確保する学習の設計

▶ 通信制課程において高等学校教育として相応しい質を確実に確保するために、1 単位当たり、例えば、<u>面接指導と添削課題に要する学習時間(メディアを利用した学習を含め、これらに類するものを含む。)の総計を1 単位当たり35単位時間を標準となるよう設計するなどして、学習指導要領に定める目標を達成するよう教育を実施することをガイドライン等に明記</u>

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現するための指導方法の見直し

- ▶以下の趣旨をガイドライン等に明記
 - <u>添削指導・試験において、</u>知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、<u>文章で解答する記述式を一定量取り入れ</u>るべきこと
 - <u>面接指導の時期・方法を適切に設定すること。年度途中の集中スクーリングを行う場合</u>には、その後の<u>生徒の学習上の課題を踏まえて適切</u> 指導を行うことが可能な環境・体制を整備すること
 - 個別最適で協働的な学びを実現する形(少人数かつ同時双方向型等)でのメディア利用も検討すること
- ▶ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現するためのモデル事業を国において実施

②指導体制の在り方

教諭等の指導体制の確保と規模の規制の見直し

- ▶ 通信制高等学校の実態を踏まえ、教育の質の向上を図るためには、指導体制を確実に確保していくことが必要であることから、差し当たり、少なく とも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要ということを基準として設定(ただし、これは必要最低の基準であり、不登校経験者など多様な生 徒が多数在籍し、若年化している学校にあっては、全日制・定時制以上に、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えていくこと や、専門・支援スタッフとの連携が重要であることを併せて周知)
- ▶ 適切な指導体制・教育環境等が整っている必要があることから、学校の設置認可の際に収容定員が適切であることを確認
- ▶より特色ある教育の提供を可能とする観点から、通信制課程の規模の下限を240人としている現行規定は撤廃

専門・支援スタッフの配置促進

▶ 通信制高等学校においては、学習機能だけではなく社会的機能や福祉的機能も果たしていくことが特に重要。このため、専門・支援スタッフ(養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援コーディネーターなど)の配置について、「自己点検チェックシート(仮称)」に盛り込み、係る趣旨を徹底

第3章 取るべき対応策

③質保証の方策(サテライト施設の在り方を含む)

関係法令等の徹底

▶ 令和3年3月の制度改正事項(サテライト施設の基準の設定のほか、サテライト施設ごとの教育活動等の情報公表等)や、学校教育法及び学校教育法施行規則により義務付けられている自己評価の実施及び結果公表等について、取組が十分でない学校も見受けられることから、関係法令・ガイドラインで定める内容を実施できているか確認するための「自己点検チェックシート(仮称)」を整備し、関係法令等の遵守を徹底

広域通信制高等学校におけるサテライト施設の情報の整理・可視化

▶ 各都道府県や、各地域に居住する生徒・保護者にとって、域内のサテライト施設の情報を把握することは、域内の高等学校全体の適切な定員管理や学校選択を行う上でも重要であることから、サテライト施設の情報を含む各学校の情報公開を徹底しつつ、国において、サテライト施設の情報を一覧で確認できるウェブサイトを構築

第三者評価の活用促進

▶ 学校運営や教育活動の更なる適正化を図る観点や外部の信頼を一層得ていく観点から、第三者評価の活用について、「自己点検チェックシート (仮称)」への盛り込み、サテライト施設の情報を一覧で確認できるウェブサイトにおいて第三者評価の実施状況を含めた公表・周知、第三者評価の実施機関の体制整備を推進

4)所轄庁の在り方

所轄庁による指導力の向上

- ▶ 全国に広がる広域通信制高等学校に対して、所轄庁において専門的見地から適切に指導監督を行うことができる仕組みを構築していくために、
 - 点検調査を容易かつ実効的にする「自己点検チェックシート(仮称)」の整備・活用
 - 通信制高等学校に関する専門家等をアドバイザーとして所轄庁に派遣
 - 所轄庁による認可処分の適正化や、認可基準を持たない所轄庁に対する策定への働きかけに向けて、<u>設置認可基準の策定内容の標準例の</u> 提示(その際、設置認可の際に適切な定員設定となっていることを確認すること、認可後のサテライト施設の適切な監督を促すことを含める)
 - 関係法令の見直し
- ▶ 所轄庁において、通信制高等学校の教育の質の確保・向上に向けた方策に重点的に取り組む環境を整えるため、学則変更について、ガイドラインに記載がなく教育の質確保・向上とは直接的に関わらない事項(賞罰や寄宿舎に関することなど)については認可事項から届出事項へと改正

都道府県間の連携協力体制の構築

- ▶ 広域通信制高校のサテライト施設に対する適切な指導監督に向けて、高校の所轄庁とサテライト施設が所在する都道府県間の情報共有や連携協力体制を構築・深化させる方策を国において検討し、ガイドラインに規定
- ▶ サテライト施設の情報を一覧できるウェブサイトの活用など、都道府県が域内のサテライト施設の設置状況を把握する仕組みを構築